

JRの精神障害者
割引制度が始まります

令和7年4月1日から精神障害者保健福祉手帳の保持者は、JRグループの一部乗車券について割引を受けることができるようになります。

割引を受けるためには、顔写真付きで「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の記載のある手帳を提示する必要がありますので、写真や記載のない手帳をお持ちの方は、手帳の再交付等の手続きが必要となります。

また、割引対象となる乗車券は、介助者を伴う場合や片道の営業キロ数が100キロを超える場合といった条件がありますのでご注意ください。

詳しくは、香美市ホームページでご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】
福祉事務所
☎53・3117



介護が必要な方に
生活管理指導員を派遣

市内に在住・在宅の65歳以上の方で、介護保険の対象とならない、次の①、②のいずれかの条件に当てはまる方を対象に、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣します。

- ① 基本的な生活習慣が身につけていない、または対人関係がうまくいかず社会適応が難しい方で、介護を必要としている方
- ② 一時的な心身の障害や傷病で日常生活を営むことが難しい方で、介護を必要としている方

【派遣期間】
① 基本的な生活習慣が身につくか社会適応ができるまで

② 継続して6カ月以内

【サービス内容】
① 生活する上で必要な家事などの支援や、人との関係をうまく作れるよう助言を行う支援など
② 身体介護や家事など

【負担額】
通常のヘルパー派遣に必要な金額の1割

※生活保護世帯の方は無料

【申請方法】
高齢介護課にご相談ください。

【問い合わせ先・申込先】
高齢介護課
☎52・9280

がん検診希望調査票に
「ご回答ください」

令和7年度のがん検診の受診希望について、2月中に対象者へ希望調査票をお送りしますので、3月4日（火）までに必要事項を記入のうえ、ご返送ください。記入された内容により、必要な書類を順次郵送します。

※例年、胸部レントゲン（結核）検診のみ受診されている方にもお送りします。

※過去に、勤務先で受診する等の理由でがん検診の通知不要の申し出をされた方には、案内を送付していません。

※希望調査票が2月中に届いていない方で令和7年度の受診を希望する場合は、健康推進課へお電話ください。

【問い合わせ先】
健康推進課
☎52・9282

香美市子育て支援
短期利用事業について

保護者の方が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、お子さんを養護施設等で一定の期間お預かりする『子育て支援短期利用（シヨートステイ）事業』を実施しています。

【対象】香美市内にお住まいの児童を養育する保護者で、①もしくは②に該当する方が対象です。

- ① 保護者が疾病、出産、事故および災害等の事由により、児童を一時的に家庭で養育できないとき。
- ② 保護者とその配偶者等の疾病、その他事由によりその方の看護に当たするため、児童を一時的に家庭で養育できないとき。

【利用期間】
原則7日間以内

【利用料金】退所時に施設へ支払ってください。

◆2歳未満児の日額
生活保護世帯 0円
市民税非課税世帯1100円
その他の世帯 5350円

寄付のお礼

高知市の株式会社ドデカゴンの柴田恵子さんから、アサギマダラの激減の情報をみて、香北の自然公園の環境づくりのために、10万円のご寄付をいただきました。

【問い合わせ先】
香北支所 ☎52・9286

寄付のお礼

土佐山田町の谷渕月子さん（故人）から、動物愛護の普及啓発活動等に役立ててほしいと3095万2985円のご寄付をいただきました。故人の遺志を尊重し、有効に活用させていただきます。

【問い合わせ先】
環境課 ☎53・1063

国民年金

国民年金保険料の
納め忘れはありませんか？

【問い合わせ先】
南国年金事務所 ☎088-864-1111

国民年金保険料は日本年金機構から送られる納付案内書で、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっています。納め忘れがあると、将来受け取る**老齢基礎年金**の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、**障害基礎年金**や**遺族基礎年金**が受けられなくなることがあります。

保険料は納付書で、金融機関や郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。口座振替やクレジットカード、電子決済でも納付できます。

納め忘れのない口座振替をご利用ください

口座振替の申し出は、市民保険課または年金事務所へ「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」をご提出ください。

納付方法は現金（納付書）納付、口座振替、クレジットカード（立替）納付から選択でき、納付方法や、まとめる月数に応じて割引額が変わります。

①納付書での納付（前納）

1年度分、6カ月分の前納納付書は4月上旬に日本年金機構より発送されます。2年分の前納納付書は申込みが必要です。また、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することもできますが、専用の納付書が必要です。年金事務所へ相談ください。

③クレジットカードでの納付（前納）

納付を開始する月の2カ月前までに年金事務所へ申し込みが必要です。割引額は、納付書で前納するときの割引額と同じです。**令和6年3月から国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになりました。**

【注意事項】振替開始月は、手続きをした月の翌月以降となります。令和7年4月に1年前納・2年前納・6カ月前納を希望する場合は、令和7年2月末までにお手続きください。

②口座振替での納付（前納）

国民年金保険料は、まとめて前払い（前納）すると割引が適用されるのでおトクです。

○2年前納・・・4月分～翌々年の3月分までの2年分の保険料をまとめて前払い（前納）する方法です。

○1年前納・・・4月分～翌年の3月分までの1年分の保険料をまとめて前払い（前納）する方法です。

○6カ月前納・・・4月分～9月分まで、10月分から翌年の3月分までの6カ月分の保険料をまとめて前払い（前納）する方法です。

○当月末振替（早割）・・・毎月の保険料を納付期限よりも1カ月早く振替する方法です。

○翌月末振替・・・毎月の保険料を納付期限である納付対象月の翌月末日に振替する方法です。（割引なし）



令和7年春季全国火災予防運動

3月1日（土）～7日（金）

全国統一防火標語 **守りたい 未来があるから 火の用心**



香美市では毎年、枯草等を焼いている時に、周囲に燃え広がり、火災になるケースが多発しています。空気が乾燥し風も強い時季が続きますので、火気の取扱いに充分注意してください。やむを得ず焼く場合は、消防署に事前届出をし、周りの迷惑にならないようにしてください。

なお、廃棄物の焼却は法律で禁止されていますので絶対に行わないでください。

火災予防のポイント

- 風の強い日には焼却をしない。
- 消火器や水バケツの準備。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 大きな火にならないように注意する。
- 焼却中その場を離れない。
- 水などをかけて完全に消火する。

【問い合わせ先】

消防本部消防課予防班 ☎53-4179